

平成 2 8 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 2 2 日 (火)

平成28年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：3月22日(火)午後2時

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告  
(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号  
平成27年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 5 議案第1号  
平成28年度印西市の教育施策について
- 日程第 6 議案第2号  
印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第3号  
印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第4号  
印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第5号  
印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第6号  
印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 議案第7号  
印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第12 議案第8号  
印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 日程第13 議案第9号  
印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定について
- 日程第14 議案第10号  
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について
- 日程第15 議案第11号  
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について
- 日程第16 議案第12号  
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

- 日程第17 議案第13号  
印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について
- 日程第18 議案第14号  
印西市学校問題対策指導員の委嘱について
- 日程第19 議案第15号  
印西市社会教育指導員の委嘱について
- 日程第20 議案第16号  
印西市家庭教育指導員の委嘱について
- 日程第21 議案第17号  
印西市史編さん委員会委員の委嘱について
- 日程第22 議案第18号  
印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 日程第23 議案第19号  
印西市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第24 議案第20号  
平成27年度末教職員人事の内申について
- 日程第25 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

出席委員(4名)

2	番	委員	青	山	光	男
3	番	委員	寺	田	充	良
4	番	委員長	佐	藤	めぐみ	
5	番	教育長	大	木		弘

欠席委員(1名)

1	番	委員	大	野	忠	寄
---	---	----	---	---	---	---

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	小	山	健	治
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	山	崎		剛
学 務 課 長	井	上	愛	一 郎
指 導 課 長	野	田	幸	一
生 涯 学 習 課 長	湯	浅	静	夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	渡	邊		孝

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	高 橋 幸 江
教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	安 西 浩 紀
教 育 総 務 課 総 務 班 主 任 主 事	木 村 裕 子

(14時25分)

佐藤委員長

最初に、ご報告申し上げます。

本日の定例会に際し、大野委員からの欠席の届け出がありましたので、お知らせいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定足数につきましては委員の過半数となっておりますので、ご報告いたします。

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成28年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから、本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、寺田委員を指名いたします。お願いいたします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

佐藤委員長

日程第3 教育長報告を行います。

大木教育長。

教 育 長

それでは、お手元の資料に基づいて、教育委員会の活動報告を申し上げます。

経過報告です。

2月4日、木曜日、家庭教育学級運営委員研修会が市役所でありました。

同日、千葉県都市教育長協議会第3回役員会が千葉市であり、出席をしておりました。

5日、金曜日、印教連教育功労者表彰式が成田市であり、出席をいたしました。

同日、引き続いてですが、第4回印教連定例常任委員会が成田市で開催され、出席をいたしました。

6日、土曜日、第59回印西地区学警連新人駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場で行われました。

12日、金曜日、牧の原小学校校章・校歌発表会が同校で開催されました。

同日、第7回市校長会議が木刈小学校で開催されました。

13日、土曜日、2016いんざい室内棒高跳が松山下公園総合体育館で開催されました。翌14日の日曜日までで行われました。

15日、月曜日、平成28年第1回印西市議会定例会が開会されました。会期は3月16日までで行われました。

16日、火曜日、教職員人事異動関係第2次面接が大森小学校で開催されました。

25日、木曜日、第7回学校適正配置審議会が市役所で開催されました。

27日、土曜日、地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会全体会が本埜公民館で開催されました。

3月1日、火曜日、教育委員会児童・生徒表彰が市役所で開催されました。

4日、金曜日、タグラグビー教室が小林北小学校で開催されました。

9日、水曜日、県立印旛明誠高等学校第6回卒業証書授与式が同校であり、参列をいたしました。

10日、木曜日、行政改革推進本部会議が市役所で開催されました。

11日、金曜日、市内中学校の卒業式が行われました。

同日、社会教育委員会が市役所で開催されました。

12日、土曜日、市民アカデミー第17期生卒業式、市民アカデミー第18期生修了式、及び市民アカデミー地域活動課程修了式が中央公民館で執り行われました。

13日、日曜日、ウインターカップ2016が市内で開催され、出席をいたしました。

14日、月曜日、各学校長の目標申告面接を市役所で行いました。

17日、木曜日、市内3園の幼稚園の卒園式が行われました。

18日、金曜日、小学校卒業式、市内21校で行われました。

22日、火曜日、市史編さん委員会が中央公民館で開催されました。

同日、第3回教育委員会定例会が市役所で行われております。

これからの行事予定でございます。

3月23日、水曜日、第8回学校適正配置審議会が市役所で開催されま

26日、土曜日、マムートカップスポーツクライミング日本選手権兼日本ユース選手権リード競技大会2016が翌日27日までの予定で、松山下公園総合体育館で開催されます。

28日、月曜日、平成27年度末教職員辞令交付式が四街道市で、また、同日、平成27年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が印西市役所で開催されます。

29日、火曜日、印旛郡市文化財センター第95回理事会が佐倉市であり、出席をしております。

31日、木曜日、退職職員辞令交付式が市役所で執り行われます。

4月に入りまして、1日、金曜日、教育委員会事務局職員辞令交付式が市役所で開催されます。

同日、社会教育指導員・家庭教育指導員委嘱書交付が市役所で行われます。

また、同日、学校医・学校歯科医等委嘱状の交付が市内各医院で執り行われます。

2日、土曜日、スポーツ推進委員委嘱書交付及び全体会議が松山下公園総合体育館で開催されます。

7日、木曜日、中学校入学式が執り行われます。

8日、金曜日、小学校入学式、市内20校で挙行されます。

同日、第1回市校長会議が本埜公民館で開催される予定です。

11日、月曜日、幼稚園入園式が市内3園で執り行われます。

12日、火曜日、平成28年度市町村教育委員会教育長会議が千葉市で行われます。

13日、水曜日、第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

ただいまの報告について質問はありますか。

なし

これで、日程第3 教育長報告を終わります。

日程第4 報告第1号 平成27年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

それでは、報告第1号 平成27年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成28年3月22日提出。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長  
(報告第1号)  
佐藤委員長

教育総務課長

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご報告させていただきます。

この表彰につきましては、市内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び団体に対しまして、学芸、スポーツ等の分野においてすぐれた成績をおさめたり、または他の模範となる行動をしたときにその功績をたたえ表彰するものでございます。

今回の表彰につきましては、1月の定例教育委員会で報告させていただきました以降に、表彰を決定した児童・生徒について報告をするものでございます。表彰いたしますのは、いずれも学芸部門でございます。児童個人4名、生徒個人1名及び団体1団体でございます。被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては、表に記載したとおりでございますので、ご確認をしていただきたいと思います。

なお、表彰式につきましては、先ほどの教育委員会活動報告にございましたとおり、去る3月1日、市役所において実施をいたしております。

報告第1号につきましては、以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第4 報告第1号 平成27年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを終わります。

日程第5 議案第1号 平成28年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

議案第1号 平成28年度印西市の教育施策について。

平成28年度印西市の教育施策を別紙のとおり策定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明させていただきます。平成28年度印西市の教育施策をご覧いただきたいと思います。

初めに、表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございます。平成28年度は、市の総合的な計画でございます第2次基本計画、この総合計画と整合を図りつつ定めた教育大綱についても、計画年次の初年度となります。

1ページには、この状況を踏まえました総合計画、教育大綱と教育施策の基調と、教育施策の柱となります主な施策との関係について示させていただきます。

4ページをお願いいたします。

印西市の教育施策の体系を具体的に示しているものでございます。昨

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

(議案第1号)  
佐藤委員長

教育部長

年度の施策から表現、内容等を変更したもの、また、新たに項目を追加した箇所につきましては、赤字で表記してございます。これとあわせて、お配りさせていただきました平成27年度と28年度の教育施策の比較ということで示させていただいたものでございますが、こちらにつきましては、平成28年度が第2次基本計画、平成28年度から平成32年度までの計画の年になりますので、それと合わせて、主な施策、主な事業を第2次基本計画に沿いました形で編成を直してございます。

こちらにつきましては、水色の囲みの学校教育に関する主な施策の柱を27年度は3本ございましたが28年度は2本に、赤色の囲みの生涯学習・生涯スポーツに関する施策につきましては5本の柱を3本に変えてあります。変更の理由としましては、市の計画策定の担当課となっております企画政策課と調整して、第2次基本計画、市のほかの部門の計画と合わせた表現ということでこのような形で名前が変わってございますが、主な事業としてはほとんど変わってございません。市の第2次基本計画に合わせて教育部の施策を変えてございますので、よろしく願いいたします。

その施策を推進するための主な事業の категорияとして、現行の教育関係計画、平成29年度までの計画期間となっておりますので、これまでの実施事業を継続していくということで考えておりますが、表現についてはこちらのように変えてございますので、よろしく願いいたします。

具体的には、平成28年度の印西市の教育施策の5ページ以降にまとめさせていただいておりますので、お願いします。

平成28年度におきましても、印西市の教育がより充実するように各種計画を踏まえながら、また、平成27年度事業の点検・評価結果での課題を踏まえながら、引き続き健やかな心と体を育む教育を推進していくため、学校教育と生涯学習・生涯スポーツ、文化、それぞれ施策、事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

青山委員。

青山委員

まず、何点もあるんですけども、1つは、教育施策というのはそう簡単にころころ変えるものではないと、基本的に。それはどういう意味かというと、教育に対する考え方というのは、一体、教育委員会がどういう考え方を持っているのかということを示しているわけですよ。それが年が変わるごとにころころ変わるということは、私は一体、教育に対する考え方を教育委員会はどういうふうに思っているのかと、基本的なことを変えているんですよ。ですから、市の計画との調整というのはあるかもしれませんが、基本的な部分についてはやはりきちん



と踏まえておく必要があると思うんですね。

その1つは、ここの28年度の主な施策の学校教育にかかわる部分で、学校・家庭・地域の連携強化というのが抜けているんですね。今までと同じような内容で事業を行うのであれば、ここをなぜ変えたのか。納得いく説明をしていただかないと、これは学校現場も困ると思います。

学校現場で、各学校が教育計画をつくります。その策定の基本は、県の施策ですとか市の施策、そういうものを踏まえた上でつくっていきますので、これはやはりなぜ変えたのかということをきちんと学校現場にも示さないとただ市の施策と文言の都合で調整するために変えましたというのは説明にならないと思います。ましてや、今お話にあったように、学校・家庭・地域の連携強化というのは、私は欠くことができない項目の柱だというふうに思うんです。特に子供たちが学校だけではなくて、家庭や地域で育てられていく、それはもう学校現場も重々わかっていることだと思います。教育委員会もわかっているはずですよ。それはやはり特に学校教育の部分で必要なんです。

もちろん、その辺はほかでも必要だと思いますけれども、子供たちの登下校の安全を見守っているのは地域でもありますし、地域の方々に学校においていただいて、いろんな指導もしていただいています。そういうことをまた学校の特色に入れつつ、やはり市街化されている地域では、特に地域とのつながりというのは意識してつくっている学校も多々あると思います。

また、生徒指導においても、そういった地域とのかかわりを大事にして、子供たちを見守っていただくような、地域さわやかコミュニティの活動等も中学校でそれぞれ行っているわけです。そういった活動をこの施策の中できちっと位置づけて、しかも、それぞれ教育委員会も学校も市も、そういうものを理解した上で教育活動が行われていくからこそ、そういった活動が継続していくし、地域としての教育のあり方というのも維持されていくというふうに思いますので、安易に変えていただきたくはない。

もし市の企画政策課で、そういう形に変えてほしいというのであれば、教育委員会としてそれはできませんときちっと言っていただきたい。簡単に今まで柱にしてきたものを、そういった政策上の市の施策とかそういう方針があるから文言上変えました、実質的には変わりませんというような説明では、説明にならないと思うんですけれども、いかがですか。

まずそれが1点です。こちらのほうを説明していただければというふうに思います。

よろしいですか。

教育部長。

今、青山委員がおっしゃられたとおり、安易に変えるべきではないと

佐藤委員長

教育部長

というのは十分わかるんですけども、説明になっていないと言われればそういうことになるかもしれませんが、先ほど申し上げました説明の中での話となりますが、ちょうど計画の切りかえの年だったものですから、基本計画上の教育の捉え方と教育部での捉え方が違ってはいけないということで、その中で一緒に調整させていただきました。ご納得していない点はあるかと思いますが、そういった事情で変えさせていただいたものでございます。

それから、最初にありました学校・家庭・地域の連携強化、こちらがなくなっているということでございますけれども、こちらにつきましては、27年度の学校・家庭・地域の連携強化の中の(1)学校の安全の推進につきましては、28年度2の安心・安全な教育環境づくりの(3)学校安全の推進、また、27年度の(2)の開かれた学校づくりの推進につきましては、28年度2の(4)の開かれた学校づくり、それから、27年度の(3)の教育資源の活用につきましては、28年度の1学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進の中の(1)学ぶ力を育む教育の充実ということで、27年度の事業を廃止したわけではなくて、連携強化は非常に重要というふうに認識はしており、継続して事業を続けて実施しているところでございます。

学校と家庭、地域、その他関係機関との連携は深めていかなければならないと、それをもって教育環境の充実を目指していきたいという考えは変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

青山委員。

今の説明は、この主な施策の部分の今まで3つあったもの、つまり一番大事な柱の部分として3つあったものを2つにしているということですよ。

今の説明ですと、安心・安全な教育環境づくりの中に学校・家庭・地域の連携強化も含まれているという説明でしたけれども、それは確かに事業のほうではそうかもしれませんけれども、主な施策の中で連携強化のところを外しているというこの説明には、私はならないということをおもうんですね。なぜ外したのかというのが、どうも私には理解できないですね。

この安心・安全な教育環境づくりという意味での、例えば学校安全の推進とか開かれた学校づくりの推進とありますけれども、27年度に載せてあった学校・家庭・地域の連携強化というのは、教育資源または学校でそういうことを子供たちの教育の上でも大事な内容として捉えている部分もあるんですよ。ですから、この安心・安全な教育環境づくりの一言の中におさめるには、やはり私は無理があると思えますし、柱立てですよ。やはり教育委員会が市民の皆さんや学校に対して発するメッセージですので、子供たちを育てていく上では連携は欠かせませんよ。

佐藤委員長  
青山委員

まして、そういう連携が希薄化している世の中ですので、そういう中であって私はなおさら連携は強化していかなくちゃいけない。まして、新しい地域になった場合は、それを20年も30年もかけて地域の皆さんに支えていただけるような努力を、新設校はしているわけですよね。それを安心・安全な教育環境づくりの一言だけで省いてしまうというのは非常に乱暴だというふうに思います。

主な施策に削らなくちゃいけない部分はないと思うんですよね。これが5つも6つもあれば、まとめたほうがいいという考えもあるかもしれませんが、最低3つは、私はこれ、大事な柱だと思いますよ。しかも変えてしまったら、本年度以降ずっとそのままでいくわけでしょう。それを教育委員会のメッセージとして発するんですよ。それを含んでお考えなんですか。

私はやはり外すべきではない。大事な柱ですよ。この文言は外すべきじゃない。こうした形じゃなくて、そういう大事なものは決まる前に教育委員会にかけるんじゃないんですか。教育施策ですよ。それをかけずに決まったからここで見ておいてくださいと。では、教育委員会の会議は何なんですか。初めてですよ、これを見せられたのは。これを会議で話してくださいと言われていたわけですから、だったら意見を述べるのはこの場しかないじゃないですか。もうできましたから、これで使ってくださいよと。それはおかしい気がします。

次年度以降もこの形でいった場合には、私はおかしいと思いますよ。ほかの教育委員会も見ていただくといいと思いますけれども、学校・家庭・地域の連携強化というのは欠かせない柱ではないんでしょうかね。ほかの市町村はご覧になりましたか。

佐藤委員長  
教育総務課長

教育総務課長。

部長との繰り返しになってしまうかもしれませんが、まず、1つの理由としては全体の体系として施策にぶら下がっている事業の張りつき方をできるだけ少ないものにとしたことだったので、全体としてまずコンパクトにしたいというのがございました。

それともう一つ、先ほどから青山委員がおっしゃっている学校・家庭・地域の連携強化というのは、教育を進める上で非常にキーワードになるということは私どもも認識しております。その中で、今回全体の柱立ての調整もございましたことから、この学校・家庭・地域の連携強化というのは、先ほど一端を部長のほうからお示しさせていただいたんですけれども、いろんなところに関連してまいりますので、例えば安心・安全な教育環境であったり、こちらの柱立てでいいますと豊かな心とという、そういうところにも反映させております。

それから、地域で子供たちを守り育てる環境づくりというのは生涯学習のほうにありますけれども、こちらのほうにも事業としてはもちろん入ってくるということで。キーワードということで、今までは学校教育

の中で学校・家庭・地域の連携強化というのは表現させていただいたんですが、全体のものとして、この施策に分散させた形で、言葉としては消えてしまいましたけれども、事業としての姿勢というのは、残っております。そこのバランスでこの施策体系、こういう形になったということですが、この辺につきましては、平成30年度から教育振興基本計画というところもございしますので、そこのところでバランスをとりたいというのが教育部としての考え方でございます。

具体的なもう少し詳細な説明は必要かもしれませんが、考え方としては今申し上げたとおり、キーワードとしては非常に大切なものだとということで認識しております。それを各施策に分解といいますか、いろんな事業がございしますので、そこに持っていった結果ということでご理解をいただければというふうに思っております。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

重要だと言いつつ削っているわけですから、全然伝わってこないんですよ。主な事業は変わっていないというのであれば、ここの主な施策を変える必要はないんですよ。この主な施策というのは柱なので、重要な順位からいけば、この主な施策の文言というのは非常に重要なんですよ。これを見て各学校は教育計画をつくっていきますので。

校長先生方もそんなに軽率ではないと思いますので、そういうところを外すことはないだろうと思いますけれども、でも、教育委員会のほうでこれを外すということは、重要だと言いつつそれを外しているわけですから、重要じゃないということメッセージとして出しているんですよ。これは間違いはないんです。外れるんですから。

バランスと言いますが、バランスを見たら、ここの例えば学校教育に関するところは、教育委員会もそれぞれ担当がいるわけですよ。そこでその事業をほかに移すということは、そのほかの部署のスタッフに負担がかかるわけじゃないですか。そういうことじゃないんですか。私はそういうふうにも理解していますよ。だから、指導課で本来担うべき仕事をもしこの事業をほかに移すということは、ほかの部署でそれを担当するということを意味しているんじゃないんですか、これは。

そういう意味では、バランスというのは逆に言うと非常に欠けていますよね。学校教育の部分のところ非常に希薄になっています。でも、本来、学校の中で学校・家庭・地域の連携というのは当然しているんですよ。しているし、また強化しなきゃいけない事項なんですよ。それをほかのところにも事業的には移さなきゃいけないというような事情は、私はないのかなと思って質問させてもらったんですね。

まして、生涯学習についてはこれからもっと忙しくなるわけですので、そこにどンドン事業が行ったら、生涯学習はもっと大変になっちゃうんじゃないでしょうかね。生涯学習で本来やるべきことが学校教育でやっていたので、それを生涯学習に移したというのであれば、こ

れは仕方がないかなというふうに思いますけれども、学校教育で本来しなきゃいけない事業なんですよね。

教頭先生なんかは、ほとんど学校・家庭・地域の連携強化の部分に非常に力を注いでいらっしゃると思いますよ。保護者会の方や地域の自治会のなどと、いつも連絡をとり合っていますよね。それが学校教育なんですよ。そういうふうな方たちがしっかりやって、それぞれの学校や子供たちを地域で支えていこうという体制をつくっているわけですよね、教頭先生なんかは。体育館の開放にしても何にしても。それは生涯学習なんですか。

佐藤委員長  
教 育 長

教育長。

施策の体系が変わったということで、青山委員さんがおっしゃられるように、施策の中から文言として消えるということがマイナスだということのようなご意見だと思うんですけども、一つは学校教育の施策について、今までの3つの施策が実はアンバランスな部分がありました。途中変えようかと思ったことも、私が課長時代、それが市の総合計画の中に入られている文言ですので、変えることができませんでした。で、実際に事業で変えてきました。

今回、新しい総合計画、第2次基本計画ができて、先ほどあったように総合計画の策定の担当からは、これは教育部だけじゃないわけですが、各課の事業、施策を減らしてくれと、整理をしてくれということで依頼があって、担当のほうではいろいろと試行錯誤して減らしてきたという経緯があります。学校・家庭・地域の連携ということは、なくすことがこれはできない内容ですので、別に事業として減らすわけではなくて、学校教育の部分については、1がいわゆる知・徳・体の教育の推進ということ。これは教育そのものの内容になります。それと、安心・安全な教育環境づくりということで、いわゆる学校教育を取り巻く環境づくり、これは施設・設備だけでなく、人的環境、地域社会の学校を支援するような体制づくりとか、そういったことも含めて環境づくりということで、その2本立てにしたということでございます。

学校・家庭・地域の連携というのは学校教育だけの問題ではないわけで、当然生涯学習のさわやかコミュニティ事業は生涯学習課が所管しておりますので、つまり学校教育と生涯学習、また、印西市の場合はスポーツ振興も含めて子供たちの健全育成、教育を担っていくという考え方、これは変わっておりませんので、施策として学校教育の部分については2本になりましたけれども、学校・家庭・地域の連携ということについて別に忘れたわけではないということは改めて申し上げさせていただきます。

そういう考えですので、ご理解いただければありがたいかなというふうに思っています。

以上です。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

申しわけないですけれども、確かに主な施策を減らしてくれということとはわかりますけれども、この1つを減らしたからといって、またそこまで減らさないということではないと思いますので、やはり私は、安心・安全な教育環境ということだけではなくて、学校・家庭・地域の連携というのは、学校教育そのものにとっても非常に大事な部分ですので、学校教育の中に残しておいていただきたいというふうに思います。

今の時点でその部分の事業は2番の安心・安全な教育環境づくりの中に含まれていますよと説明されたとしても、この文言はなくなるわけですので、教育計画をつくる学校現場にしても地域の方々にしても、その文言があるとないのとでは認識の仕方、または教育をしていく上でもその意気込みが大分違うと思いますので、私は残念ですけれども、この文言については反対させていただきたいと思います。

佐藤委員長

では、ほかに質疑がありましたらお願いいたします。

青山委員

青山委員。

1回分で時間をとってしまって申しわけありませんが。

次に、2番目の生涯学習・生涯スポーツのところですが、主な施策で年齢にとらわれずという文言があるんですけども、生涯学習ですので、年齢にとらわれないというのは当たり前なんじゃないかなと。わざわざ「年齢にとらわれず」という文言を入れる必要があるんだろうかというのが率直な疑問です。どうでしょうか。

佐藤委員長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

今、青山委員が言ったとおりだと思います、表現的には。ただ、これまでも生涯学習の中で私どもは、子供から高齢者までということを強調した事業展開をしてきているところなんです。それと、スポーツも含めますと、いつでも、どこでも、誰でもがという部分も強調した事業展開というところで、基本計画の中での調整をした結果、表現として出た言葉が「年齢にとらわれず」ということです。その辺の表現が変わったことであって、事業展開としては、これまでと同じ協調性を残したいということでこの言葉を入れさせていただいたというところでございます。

青山委員  
佐藤委員長

わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

お願いします。青山委員。

青山委員

それから、同じ生涯学習課。文化のところで、創造性を育むという文言が加わっているんですけども、これを加えた意図は何でしょうか。一番下の創造性を育む文化・芸術活動の推進・継承。わざわざ「創造性を育む」という文言を入れられたのは、どういう意図でしょうか。

佐藤委員長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

こちらにつきましては、市民の文化・芸術活動というものが中心になってくると思うんですね。やっぱりその前の生涯学習の中で、誰でも年

齢にとらわれずということで、子供たちに対して我々としては文化・芸術をただ伝えていくだけではなくて、自主的な創造性のある活動を加えていきたいと、こう思うんです。というところから、この言葉としての内容として、頭に「創造性を育む」という部分を入れさせていただいたところでございます。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

私の理解では、文化・芸術活動の継承というところにとどまらないで、さらに若い年代の方たちに文化を創造していただきたいという、それでいいですか。

佐藤委員長  
生涯学習課長  
佐藤委員長  
青山委員

生涯学習課長。

そうです。

青山委員。

わかりました。

すみません、1人でいっぱい質問してしまっ。いいですか。

一応質問はここまでですかね。この先も質問してもいいですか。教育施策について全般に質問してもよろしいですか。

それでは、5ページのほう、主な施策の文言が変わっていますけれども、学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進とありますけれども、これは学ぶ力を育む教育というのが新しく入ってきたんですけれども、この文言を変えた、また加えた意図というのはどういうところにあるんでしょうか。

佐藤委員長  
指導課長

指導課長。

5ページの1番の主な施策、学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進を受けまして、その下の括弧でくくる事業を、(1)は学ぶ力を育む、(2)が7ページにありますように、豊かな心、そして、(3)が7ページの一番下にあります、健やかなということで、施策を3つ括弧でくくって分けるために、今年度までの(1)きらり輝く印西の子ども育成事業の推進を変更させていただきました。

きらり輝く印西の子ども育成事業の推進につきましては、前々から具体的な事業内容が見えにくいというようなことも指摘されておりましたので、具体的に学ぶ力を育む教育の充実というふうに変えさせていただきました。

以上でございます。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

知・徳・体というふうな言い方をしているのかもしれませんが、その3つに分けてということの説明だったかと思うんですが、豊かな心、健やかな体というのは、ある程度そういうものを求めて教育を推進するんだという目標の形で出ているんですよね。豊かな心を求める、健やかな体を育てると。目標として出ているんですが、学ぶ力、確かな学力ではなくて学ぶ力というふうにしたのは、どういう意図なんです

佐藤委員長  
指導課長

か。

指導課長。

5ページをご覧くださいとわかりますように、①としては、これまでのきり輝く育成事業で、その次が生涯学習につながります読書に関係したものを持ってきました。みずから進んで学べる子供たちを育むために、読書活動というものを重視して持ってきました。③番目に学校教育以前の幼児教育の充実ということも持ってきました。そして、④として、市が独自に新たに教育センターで開発しております漢字認定テストや算数暗算テスト等、個性を伸ばす教育、学習指導の充実ということを持ってきておりまして、学校だけではなく子供がみずから学べるような事業を順番に配列したつもりでございます。

以上でございます。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

豊かな心、健やかな体は1つの教育施策を行っていく上で、学校教育の目標としていると。やはり義務教育9カ年になって、確かな学力というのは並びかえれば、学ぶ力というものもストライクかもしれないけれども、豊かな心、健やかな体というふうな文言をそこに置くのであれば、確かな学力というのがしっくり3つが来るなど私は理解していたんですけれども、わざわざそこに確かな学力ではなくて学ぶ力を入れたというのは、それなりに重点を置く事業があってそういうふうに文言を変えているのかなというふうに思いますよね。そこが変わってなくて、事業は同じなんだけれども文言だけはちょっと変わったというのは、そうすると、その文言の並びはどうかのかなというふうに思いますよね。

学力については、確かな学力であろうと学ぶ力であろうと、それをとやかく言う人は余りいないだろうと思いますけれども、一方、この違いについては、担当部署としてはやはり十分踏まえた上で説明をする必要があるのかなという気がしました。大きなそういうふうに学ぶ力を特につけようとしているんだということであれば、今までと事業はほとんど変わらないというふうな説明であるならば、確かな学力でもいいのかなというふうに私は思いましたけれどもね。

特に取り立てて批判するような事項ではありませんので、知・徳・体と3つの分野に分けて、理解しやすいようになるべく書いていただいたということにつきましては十分理解させていただきました。ありがとうございます。

佐藤委員長  
青山委員

ほかに質疑はございませんか。

青山委員、お願いします。

6ページです。

まず、⑤番目の中学生の海外派遣研修の実施についてなんですが、20周年の記念行事として中学生の海外派遣研修の実施ということのをうたわれるのであれば、私は20周年、そういった周年行事なのでということで



賛成をしましたがけれども、これを主な事業として28年度以降継続して実施するとそういうことの意味ならば、やはり今十分な検討がされないまま、そういった派遣事業がスタートしているというふうには私に思います。少なくとも事業化するのであれば、教育委員会議においても、また十分な検討をした上でスタートしていかなければいけないというふうには思っております。

私はまだ十分検討されていないんじゃないかという理解です。どういうことを検討するのかということ。これは非常に大事なことです。他市町村の例を見ましても、10年、20年たつとマンネリ化してしまって、事業をこなすだけになってしまっているというところもあります。そういう事態になってしまっているというのは、やはりとにかく子供たちを派遣すればそれは国際化につながるんだというふうな、安易な設定のもとにスタートしているんじゃないかなという不安が私にはあります。

印西市においてそういう事業をスタートするという事ならば、この事業の狙いは一体何なんだろう。または、派遣を希望する子供たちがたくさんになった場合は、その選考をします。その選考の基準は一体何なのか、そういった選考基準の検討。それから、かなりの費用を費やすわけですね。その費用を費やしただけの費用対効果があるのだろうか。または、事業を進めていって、そういった効果が出なかった場合、検討してその事業はやめる判断ができるような手だてを講じた上でスタートすべきなのではないか。このままでいくと、そういう事業は、スタートしたんだからもう継続するしかないという安易な考えで物事が進んでいくおそれがあると思います。

それがマンネリ化にもつながりますし、そうしますと、担当が大変ですし、学校現場も子供たちを選考する上においても大変になってきます。また、そういう指導をしなきゃいけない先生方も大変になると思いますし。ただお金を出して、観光旅行的に行けばいいんだというふうな考えで出してしまわないだろうか、先々にですね。そういうことのないように、スタート時点で事業についての費用対効果の部分を検討していただきたい。

それから、担当者は一体誰になるのだろうか。そしてまた、引率者は誰が行うのだろうか。そういうふうなことも検討されてほしいと思いますし、先ほど言いましたように、事業がスタートすれば際限なく、やめることも検討されないまま進んでしまうというようなことがあってはいけないと思いますので、そういった部分で、どこでそういう事業を再検討するような機会をつくるのか。

そしてあと、海外もテロ等、安全性の上においても非常に危惧される事件もいっぱい起きております。そんなことを考えますと、検討しなければならない課題がたくさんあると思いますので、もしこの事業を今年度だけではなくて続けるということであるならば、十分な検討をしてい

ただきたいと思います。検討なしにスタートするということについては、私は反対です。

以上です。

佐藤委員長

この件につきましては、平成28年度の、つまり市制20周年記念事業の派遣というふうに解釈させていただいてよろしいんですよね。

指導課長。

指導課長

来年度20周年という事業がございますが、28年度の施策の中に事業として実施いたしますので、決めさせていただきました。

今、何点かおっしゃられた中の選考につきましては、教育委員会指導課で子供たちを集めて、一斉に作文と面接等を実施する予定です。学校現場に負担はかけません。引率に関しましても、市のほうから4名、それから旅行会社、それから現地のコーディネーター等ですので、学校現場に今のところ負担はかけないような形で行う予定でございます。

また、その実施内容の検討につきましては、実施終了後速やかに検討してまいりたいというふうに考えております。

業者に関しましては、プロポーザルを行いまして、一番安全面につきまして丁寧に説明した会社を結果的には選んだ形になっておりますので、そのようなところをご理解いただければと思います。

以上でございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

これは周年行事として教育施策に載せたということですね。もし28年度以降、その事業を継続する、またはスタートするというのであれば、検討を十分にさせていただくということですね。

指導課長。

佐藤委員長

指導課長

また検討した結果、この会議にかけて、予算の前に承認をいただくような形になると思いますので、検討はしっかりしてまいりたいと考えております。

青山委員。

佐藤委員長

青山委員

私どもも能力に限りがありますので、急にそういう事業をやりますと言われても、十分検討するということはなかなか難しいところがあるんですよね。もしそうであれば、事前に十分考えたり調べたりできるような時間的または能力的にゆとりを持って問題提起をしていただきたいというふうに思います。

佐藤委員長

ただいまの件なんですけれども、司会の身で恐縮なんですけど、ほとんどの事業がやはり今後も継続していくというつもりで展開されていくと思うので、中学生の派遣研修につきましては、私も青山委員と同じ意見です。

ですので、ここの表記をこのように変えずして、さらに加えて20周年に限定して、20周年記念行事みたいな表記をしていただくということはいかがなんでしょうか。

指導課長。  
指導課長 中学生海外派遣研修の実施の、ここに括弧として20周年事業ということですね。  
佐藤委員長 はい。指導課長。  
指導課長 では検討して、後でお答えさせていただきます。  
佐藤委員長 はい、わかりました。失礼いたしました。  
では、ほかに。  
青山委員。青山委員  
それでは、すみません、9ページのほうに移ってもよろしいでしょうか。  
9ページに学校の適正規模、それから適正配置の推進についてというところが入っているようなんですけれども、審議会の検討の経過についてぜひ適宜報告をしていただければありがたいなというふうに思います。  
それから、特にこの適正配置の場合、私は小学校の卒業式のときに木刈小学校さんにお邪魔させていただいたんですけれども、全校の児童・生徒が体育館に入れられないんですよね。それはやっぱり学校としては非常に残念なことだろうなというふうに思うんですね。適正化というのは本当に急を要する課題だというふうに思います。  
ですから、本当に児童・生徒数が多過ぎて困っている学校については、ぜひ検討していただきたい、急いで検討していただきたいと。適正化しないと、そういった学校行事に全校児童が同じ場に立って進めることができないという、非常に大きなデメリットが生じていますので、お願いしたいと思います。  
ただ、少人数で学校を廃校にする、統合するという場合は、地域の理解がどうしても必要なことだと思うんです。そうでないと、やはり印西市の教育に対する不信感というか、そういうものが起きかねない部分ですので、やはり審議会の結論だけではなくて、地域、保護者の意見も十分に取り入れていただく、そういう機会を十分とっていただきたいというふうに思います。それが一番肝要かなと思っております。  
ある地区で、これは印西市ではないんですけれども、学校が廃校になったがためにどんどん若い人たちが地域から流出してしまっている、そういうふうな現象も起きていると聞いています。子供たちを学校に通わせられないということは、その地域にはもう住めないんだということにもなりかねない部分がありますので、先ほど申しましたように、地域の皆さん、保護者の皆さんの意見も十分取り入れた上で、適正化について結論を出していただきたいということを最後にお願ひしたいと思ひます。これはお願いです。  
佐藤委員長 学務課長。  
学務課長 審議会につきましては、検討経過ということだったんですが、検討経

過につきましては、審議の途中ということで教育委員会のほうには報告はしてきませんでした。明日、最終回ということで答申をいただきますので、その答申結果については報告をさせていただきたいと。その中で検討経過についても触れて報告をさせていただきたいというふうに考えています。

また、学校適正配置につきましては、保護者、地域の皆様方のご協力、ご理解なしには進めることができないということは教育委員会としても考えていますので、今年度答申をいただいて、来年度その答申をもとに教育委員会としての基本方針を定めますので、その段階で地域や保護者の皆様のご意見も頂戴したいと思っておりますし、また、教育委員会にも決定前に基本方針をかけさせていただいて、教育委員の皆様にもご説明をさせていただきたいというふうに考えています。

佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

すみません、あと3つあるんです。

12ページです。12ページの高齢者や異年齢とかかわる事業の実施について、それから、世代交流会という事業があると思いますけれども、この事業について説明をいただきたいと思います。

佐藤委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

こちらにつきましては、今までありました子供から高齢者までということで、言葉としては福祉系を合わせていますので、こういう表現になっておりますけれども、内容的には子供たちが世代を超えて交流する、地域の高齢者や大人、年齢層の違った子供たちとかかわる事業を進めていくということでございます。

世代交流会ということにしたのは、今現在、一つ事業を展開しております、グランドゴルフを活用しての会なんです、新チームに小学生と、パークゴルフ同好会等の高齢者の方々に設立した団体がございますので、そちらでグランドゴルフを通じて交流を深めております。この後は、パークゴルフというものも年齢層関係なくプレーできるということですので、同様につなげていきたいと考えております。今現在はスポーツを通じての交流事業だけですが、文化系も含めてやっていきたいので、世代交流会という表現にさせていただいたというところでございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

大変すばらしい考え方でもございますし、事業だなと思います。特に生涯学習課さんは、スタッフの人数が少ない中で、しかも周年行事の大変な中、こういう事業を考えておられるということで大変ありがたいなというふうに思います。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

あと続いて、文化芸術振興計画について。この振興計画というのは今

佐藤委員長  
生涯学習課長

までなかったんですか。

生涯学習課長。

これまでは平成25年3月に教育委員会のほうにかけさせていただいたんですが、市の文化・芸術の振興に関する基本方針という形のものをもとに、私どもは文化・芸術の振興を図ってきたところでございます。

国・県につきましても、文化・芸術振興基本法というのが13年にできて、文化の振興に対する地域の施策をつくりなさいというところがあったわけですね。それにつきましては、今回この後、議案として出てくると思うんですが、教育振興基本計画の策定の中の文化・芸術編という形で計画的なものをまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

青山委員  
佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

わかりました。結構です。

ほかに質疑はありませんか。

なし

開会から1時間ほどたちましたので、ここで一旦休憩にしたいと思います。3時50分まで休憩にしたいと思います。

(15時35分)

(15時51分)

佐藤委員長

それでは、再開いたします。

議案第1号 平成28年度印西市の教育施策についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 平成28年度印西市の教育施策については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

青山委員  
佐藤委員長

異議あり。

異議がありますので、挙手によって採決いたします。

議案第1号 平成28年度印西市の教育施策については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員  
佐藤委員長

賛成者挙手

挙手多数です。

したがって、日程第5 議案第1号 平成28年度印西市の教育施策については、原案のとおり可決されました。

教育長。

教育長

今まで教育委員会議があつて、意見がこういう形で分かれるということは余りなかったと思うんですが、今回のこの教育施策の体系の変更について、やはり事前にまず教育委員の皆様にご相談をしてご意見を伺わなかったという点については、まず一つは申しわけなかったなど。今後はこのようなことがないようにしたいと考えております。

それと、議論を事前にさせていただくということも含めて、市の教育施

策の体系を決定するわけですが、当然上位の市の総合計画がございまして、それに縛られてしまうという部分がございますので、そういったことも含めて、総合計画策定の途中経過等事前に情報をお伝えしていく必要があったということで反省をしております。

本当に申しわけございませんでした。

(議案第2号)

佐藤委員長

日程第6 議案第2号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、議案第2号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第2号につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成26年6月に全部改正されました行政不服審査法、こちらが平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

こちらの行政不服審査法の全部改正の絡みにつきましては、この後の議案第3号、それから議案第5号から7号まで、こちらの議案にも関係いたしますので、まずは本案の具体的な改正内容の説明の前に、この法律の見直しいたしました内容の概要につきましてご説明をさせていただきます。

見直しの概要といたしましては、国民の利便性、制度の使いやすさに配慮した内容の改正ということで、主に3点ほどございます。

1点目につきましては、これまで行政処分に対しまして不服申し立てをする場合には、異議申し立てと、審査請求という2つの手続がございました。これが審査請求に一元化されたこととございます。これにつきましては、異議申し立ての場合につきましては、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないもの、審査請求とは手続が異なっておりましたので、こうした問題を解消するための改正ということとございます。

2点目といたしましては、不服申し立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長したこととございます。

3点目といたしましては、不服申し立て前置主義の見直しを行ったこととございます。この不服申し立て前置と申しますのは、不服申し立てをした後でなければ提訴できないとするものでございまして、これまでは処分に対して訴訟を起こす場合には、不服申し立てをした後でなければ提訴できないということとございました。これを前置主義を見直しま

して、不服申し立てが大量にあるなどのものに限定して、直ちに提訴することを認める、国民のこういったものに配慮したという改正でございます。

以上、この3点が主な内容でございますが、これらの改正点を踏まえまして、議案第2号の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

本案の改正につきましては、新旧対照表にございますとおり、不服申し立ての形が審査請求に一元化されることに伴いまして、第12条の第2号中「、異議申し立て」、こちらを削るものでございます。審査請求一本にするということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第2号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)  
佐藤委員長

続きまして、日程第7 議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

では、議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第3号につきましてご説明させていただきます。議案第3号の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

改正の内容につきましては、2つの内容がございます。先ほどの議案第2号と同様、行政不服審査法の改正に伴うものと、それから、木下交流の杜歴史資料センターの設置に伴うもの、この2つでございます。

審議資料を見ていただきますと、新旧対照表、第7条の改正につつま

しては、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。第7条中の「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を「裁決」に改めるものでございます。

第11条の2の改正につきましては、木下交流の杜歴史資料センターの設置に伴うものでございます。第11条の2中、教育機関に「木下交流の杜歴史資料センター」を加えるとともに、それに伴う生涯学習課の事務分掌の改正を行うものでございます。

なお、3-2ページでございますけれども、14条の事務分掌の中で、旧の事務分掌でございますが、5号の「市史編さんに関すること。」と、それから6号でございますが、「公文書のうち、歴史的資料及び文化的資料の保管に関すること。」、こちらにつきましては削除という形になっておりますが、この分掌につきましては木下交流の杜歴史資料センターの事務分掌となるものでございまして、後ほどこの関係のところが出てまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

旧のところの市史編さんに関すること、それから、6番の公文書の部分、それから、7番の文化ホール及び歴史民俗資料館との連絡調整に関すること、これを新のほうで5のほうにまとめたという理解でよろしいですか。

佐藤委員長  
教育総務課長

教育総務課長。

お答えいたします。

市史編さんに関することと、それからその下、6の歴史資料及び文化資料に関すること、これにつきましては、後ほどの木下交流の杜歴史資料センターの条例施行規則に載ってまいります。ですので、歴史資料センターの所掌というふうになります。

7号につきましては、これを加えたものということで、委員のおっしゃるとおりでございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。



したがって、日程第7 議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第4号)

佐藤委員長

続きまして、日程第8 議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第4号につきましても説明させていただきます。審議資料のほうをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、印西市木下交流の杜歴史資料センターの設置に伴いまして、所長印を新たに加えるものでございます。

具体的には、審議資料の4-2ページでございますが、この別表中に印西市立中央駅前地域交流館長之印の下、一番下でございますが、印西市木下交流の杜歴史資料センター所長印を加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)

佐藤委員長

日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第5号 印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部

を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料をもとにご説明いたします。

1、改正の要旨及び2、改正の理由につきましては、先ほどの議案第2号及び第3号で教育総務課長から説明があったとおり、行政不服審査法の改正に伴い、別記第2号様式の教示の内容を改めるものでございます。

3、施行期日、平成28年4月1日でございます。

4、新旧対照表でございますが、下線を引いた部分が改正をしたところでございますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号 印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第6号)

佐藤委員長

続きまして、日程第10 議案第6号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第6号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料をもとにご説明いたします。

1、改正の要旨及び2、改正の理由につきましては、2点ございます。

1点目につきましては、先ほどの議案第5号と同様に、行政不服審査法の改正に伴い、別記第2号様式の2及び第8号様式の教示の内容を改正するものでございます。

2点目につきましては、別表、クラブ活動費の支給額の表現を改正するものでございます。これは、クラブ活動費の支給額が上限の範囲内で実績に基づいて支給するものであることを明示するためでございます。実際の支給額の変更はございません。

3、施行期日、平成28年4月1日でございます。

4、新旧対照表でございますが、下線を引いた部分が改正をした部分でございますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第6号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第6号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第7号)  
佐藤委員長

続きまして、日程第11 議案第7号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第7号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきご説明いたします。

1、改正の要旨及び2、改正の理由につきましては、議案第5号及び議案第6号と同様に、行政不服審査法の改正に伴い、別記第4号様式及び第9号様式の教示の内容を改正するものでございます。

3、施行期日、平成28年4月1日でございます。

4、新旧対照表につきましては、下線を引いた部分が改正をしたところでございますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

議案第7号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議案第7号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第8号)  
佐藤委員長

日程第12 議案第8号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第8号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について。

印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、この制定の理由でございますが、この規則にかかわる条例につきましては、平成27年第11回教育委員会定例会と第4回市議会定例会において可決していただき、本年4月1日の施行ということになっております。このたびは条例第9条の規定により、センターの管理及び運営に関し必要な事項を規則で定めるものでございます。

条文の内容について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、規則制定の趣旨について規定したものでございます。

第2条は、センターの開所時間について規定したものです。午前9時から午後5時までとしております。

第3条は、センターの休所日について規定したものです。資料館及び公民館等と同様としております。

第4条は、センターの所長の職務について規定したものです。

第5条は、センターに置くことのできる職員の職及び職務について規定したものでございます。

第6条は、センターの主任の職務について規定したものでございます。

第7条は、センターに置く班及びその事務分掌について規定したものでございます。先ほどございました市史編さん班、及び庶務、施設の管理、展示等を含め、こちらの7条にございます職務を行うものでございます。

第8条は、センターにおける資料の寄贈及び寄託について規定したものでございます。

第9条は、センターにおける資料の借用について規定したものでございます。

第10条は、センターにおける所蔵資料の貸し出しについて規定したものでございます。

第11条は、センターで所蔵する文献等の閲覧等について規定したものでございます。

第12条は、文献等の閲覧または複写の制限について規定したものでございます。

第13条は、センターの入所の遵守事項について規定したものでございます。

第14条は、補則として、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める旨を規定したものでございます。

施行期日としましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

青山委員。

今までこういう働きをしていたどこかの例えば公民館とか、そういうところのものが移っているとか、そういったものですか。

生涯学習課長。

規則としては新しいものでございます。内容的なものは、公民館または今の資料館の規則を見ながら、整備している状況でございます。

ほかに質疑はありますか。

寺田委員。

所長のほかに職員は何人いるわけなんですか。

生涯学習課長。

条例規則等では、所長の位置づけはされておりますけれども、職員について人数は規定されておられませんので、これは私どもでは把握できていないのが現状でございます。

佐藤委員長

青山委員

佐藤委員長

生涯学習課長

佐藤委員長

寺田委員

佐藤委員長

生涯学習課長

寺田委員  
佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

なし

では、これで質疑を終わります。

議案第8号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第8号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議案第8号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第9号)  
佐藤委員長

続きまして、日程第13 議案第9号 印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第9号 印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定について。

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱を次のように制定する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第9号につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、市の教育振興基本計画の策定に当たりまして、教育基本法第17条第2項の規定に基づきます教育の振興のための施策に関する基本的な計画としてより一層の充実を図るため、計画の策定方針及び検討組織の設置に関して要綱を定めるものでございます。

現行の計画は、学校教育に関する計画を教育振興基本計画としており、生涯学習まちづくり推進計画とスポーツ振興基本計画を、教育関連計画として位置づけております。このような現状を踏まえまして、平成30年度から次期教育振興計画がスタートしてまいります。この計画をどのように策定していったらいいのかということ教育部内において検討してまいりました。本要綱につきましては、その検討結果に基づきまして、教育振興基本計画の策定方針や計画の検討組織などについてまとめたものでございます。

教育部といたしましては、この要綱に基づきまして、次期教育振興基

本計画は教育関連計画を一本化した計画として策定し、教育振興のための基本計画として、より一層充実した計画にしたいということでございます。

それでは、要綱案と、それから審議資料としてご用意させていただいておりますもの、それから参考資料として2枚ほど用意してございます。こちらをあわせてご覧いただきたいと思っております。

本要綱につきましても、第1条に規定しております制定の目的、それから、第2条及び第3条に規定いたします計画の策定方針に関する事項、それから第4条から第13条までの検討組織に関する事項、それから第14条に規定しております計画の進行管理、15条の補則と条項がございまして、及び附則により構成しております。

第1条の策定目的につきましては、今ご説明したとおりでございます。

第2条の基本方針、第3条の計画の体系及び所管課につきましては、こちらの参考資料として2枚ほどつけてございます。こちらの資料をご覧いただきたいと思っております。

説明の前に、大変申しわけございません。資料の中の文化芸術振興編の横でございしますが、印西市教育振興基本計画とすべきところを「資本」としてしております。誤字でございますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

第2条、第3条の内容につきましては、この資料にまとめてございます。まず、基本方針でございますけれども、市の総合計画、それから教育大綱、並びに左側にございしますが、国・県の教育振興基本計画を参酌して策定していくというところでございます。

それから、教育振興基本計画は市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられているものでございますので、参考資料の下半分になりますけれども、枠の中に示してございます。

現在策定しております3つの関係計画、先ほど申し上げました計画でございまして。それから、今回は生涯学習まちづくり推進計画から文化芸術に関する計画を分離いたします。これらの4つの計画をそれぞれ〇〇編と区分いたします。学校教育編、生涯学習編、文化芸術振興編、スポーツ編と区分して、これらを分野別計画としてまいります。

この分野別計画とこれらの分野の連携強化を図る横断的な施策を合わせまして、教育振興基本計画の体系といたします。その総体をもちまして、教育基本法第17条第2項に基づきます市の教育の振興のための施策に関する基本計画としたいという内容でございまして。

今ご説明したところが、3条までに規定している内容でございまして。

次の第4条から第13条までは、検討組織に関する規定となっております。

こちらにつきましては、2枚目の検討組織の体系と所管課・所掌事

務、こちらにまとめてございますので、ご覧いただきたいと思ひます。計画を策定していくための検討組織の体系と、それぞれの検討組織の所掌事務、所管課、会議運営方法等につきまして整理をさせていただきます。

分野別計画につきましては、作業部会と検討委員会により検討して計画案を作成してまいります。

また、分野別計画を結びつけ連携強化を図る横断的な施策や教育振興計画全体の調整等の計画全体を構成する部分につきましては、策定委員会が行ってまいります。策定委員会の委員につきましては、各検討委員会からの代表者から構成してまいります予定でございます。

このような検討組織の体系とそれぞれの所管課についての規定が第4条から第9条まで規定されております。

続きまして、第10条以降のご説明でございます。

各委員の任期は、計画策定という所期の目的が達成するまでというふうに規定をいたしました。

第11条から第13条までにつきましては、検討組織の会議運営について規定をさせていただきます。

第14条につきましては、この振興計画の進行管理につきまして規定をしております。進行管理につきましては、これまで行っている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づきます点検及び評価、これを活用しながらしっかりと計画を進行管理していくということでございます。

第15条につきましては、補則といたしまして、この要綱に定めたほかに必要な事項につきましては教育長が定める旨、規定をしております。

次に、附則についてご説明を申し上げます。

施行期日は、平成28年4月1日といたしております。

それから、2と3につきましては、本要綱に伴い現行の2つの要綱を廃止するというものでございます。

それから、4及び5でございますが、28年度から2カ年で策定してまいります、平成30年度から平成33年度までを計画期間とする次期振興計画につきましては、要綱本文に基づく基本方針により策定していくことにつきまして、経過措置という形で定めております。具体的には、ここの経過措置にうたっている内容で次期基本計画を策定していきたいというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

青山委員

青山委員、お願いします。

印西市総合計画、それをもとにして先ほどの28年度の教育施策が提案されている。私は学校教育の中に学校・家庭・地域の連携強化というも



のが不可欠であると、その施策については載せていただきたいということで意見を述べさせていただきました。

反対した理由もそれでもありますけれども、やはり学校教育現場にとっては、学校・家庭・地域の連携強化というのは欠かせない施策、大変重要な柱だというふうに認識しております。市の計画の中には学校教育の部分の学校・家庭・地域の連携強化という施策は外されておりますので、それを受けた形で教育振興基本計画学校教育編がつけられてしまいますと、それを受けてやはり各学校も教育計画をつくっていきますので、そこは教育委員会議で私が申し上げたいところでございます。印西市の今の状況を見ると、新しいまちができておりますし、古い地域も同様に学校・家庭・地域の連携はますます必要になっていくだろうと、その項目は必ず入れていただきたいということをお願いしたいと思えます。

この時点で申し上げませんと、これもまた案ができ上がった時点で反対することになりますので、ぜひ意見として、検討委員会の中でも出していただければありがたい。私はそこに出ることができませんので、意見として申し述べさせていただきたいというふうに思います。

佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

教育総務課長。

教育総務課長

青山委員のお話は十分理解しているつもりでございます。これからますます、学校・家庭・地域の連携は非常に必要であって本当に重要だということでございまして、私どももそれは認識してございますので、先ほどご説明した中で、それぞれの分野を連携強化させる横断的な取り組みというものを策定委員会のほうで検討してまいります。

やはり学校だけではない、家庭教育や地域教育の連携が必要ということでございますので、それぞれこの横断的な仕組みの中で、ちゃんと連携施策を考えていけるような形が望ましいと思います。ですので、青山委員がおっしゃるように、この策定委員会に頂戴したご意見を出してまいりますので、その中で検討してまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

これで質疑を終わります。

議案第9号 印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号 印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第9号 印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第10号)

佐藤委員長

日程第14 議案第10号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第10号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明申し上げます。

これは、市内小学校21校、中学校9校、幼稚園3園の学校医の任期満了に伴いまして、新たに学校医として次のページの別表のとおり委嘱するものでございます。

なお、読み上げにつきましては、時間の関係上割愛させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

任期は、平成28年4月1日から30年3月31日まででございます。

1枚目が学校医、2枚目が眼科、3枚目が耳鼻咽喉科でございます。

ご説明は以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第10号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第10号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第10号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第11号)

佐藤委員長

続きまして、日程第15 議案第11号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指 導 課 長	<p>指導課長。</p> <p>議案第11号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。</p> <p>印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医を別紙のとおり委嘱する。</p> <p>平成28年3月22日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木弘。</p> <p>これは、先ほどと同じように、小学校、中学校、幼稚園の管理校医の任期満了に伴いまして、別表のとおり委嘱するものでございます。</p> <p>なお、読み上げにつきましては、時間の関係上割愛させていただきます。</p> <p>任期は、平成28年4月1日から30年3月31日まででございます。</p> <p>以上でございます。</p>
佐 藤 委 員 長 各 委 員 佐 藤 委 員 長	<p>これから質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第11号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第11号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各 委 員 佐 藤 委 員 長	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第15 議案第11号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。</p>
(議案第12号) 佐 藤 委 員 長	<p>続きまして、日程第16 議案第12号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>指導課長。</p>
指 導 課 長	<p>議案第12号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。</p> <p>印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医を別紙のとおり委嘱する。</p> <p>平成28年3月22日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木弘。</p> <p>管理校医と同様に、任期満了に伴いまして、市内小学校、中学校及び幼稚園3園の学校歯科医につきまして、別表のとおり委嘱するものでございます。読み上げにつきましては、割愛させていただきます。</p> <p>任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日まででござ</p>

ございます。

よろしく申し上げます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第12号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱  
についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱  
については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第16 議案第12号 印西市立幼稚園、小学校及び中  
学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第13号)  
佐藤委員長

日程第17 議案第13号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬  
剤師の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第13号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱  
について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師を別紙のとおり委嘱  
する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

これも先ほどと同じように、市内小学校、中学校及び幼稚園の学校薬  
剤師の任期満了に伴いまして、次のページの別表のとおり委嘱するもの  
でございます。読み上げにつきましては、割愛させていただきます。

任期につきましては、平成28年4月1日から30年3月31日まででござい  
ます。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第13号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱  
についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱  
については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長 異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第13号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第14号)

佐藤委員長 日程第18 議案第14号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長 議案第14号 印西市学校問題対策指導員の委嘱について。

印西市学校問題対策指導員を印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。

平成27年4月1日から委嘱しました印西市学校問題対策指導員の任期満了に伴い、印西市学校問題対策指導員として再任、委嘱するものでございます。

委嘱する方は、1番、川嶋知道さん、住所は富里市新橋、元小学校校長でございます。2番、小島喜美代さん、住所は印旛郡栄町、元小学校校長でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員 なし

佐藤委員長 質疑なしと認めます。

議案第14号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第14号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

佐藤委員長 異議なしと認めます。

したがって、日程第18 議案第14号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第15号)

佐藤委員長 続きますして、日程第19 議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱について。

印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規程

第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

こちらの指導員につきましても、任期満了に伴う委嘱でございます。  
新たに任期を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとしています。

1番、板倉脩さん、元小学校長です。平成27年度に引き続き再任で  
お願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを採決いたしま  
す。

お諮りいたします。

議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり  
決定することにご異議ございませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第19 議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱に  
ついては、原案のとおり可決されました。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

各委員  
佐藤委員長

(議案第16号)  
佐藤委員長

日程第20 議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。

印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程  
第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

こちらの指導員につきましても、任期満了に伴う委嘱でございます。  
新たに任期を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとしておりま  
す。

1番、小島洋子さん、元小学校長です。平成27年度に引き続き再任で  
お願いするものでございます。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

佐藤委員長  
各委員

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第20 議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第17号)

佐藤委員長

日程第21 議案第17号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第17号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。

印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

こちらの委員の委嘱につきましても、任期満了に伴うものでございます。新たに任期を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2カ年で委嘱するものでございます。

今回は、1番、五十嵐行男さん、2番、中澤恵子さん、3番、鎗木行廣さん、4番、木村修さん、5番、村越博茂さん、6番、榎美香さん、7番、桜井健治さん、8番、小林青樹さんにつきましては、再任でお願いをするものでございます。

9番、植村良彦さんと10番、宿城高興さんが新規の委員委嘱となるものでございます。

植村良彦さんは元市役所職員で、現役時代にも市史編さんに携わっており、地域では若山牧水記念碑建立に貢献するなど、地域史に尽力されている方でございます。

宿城高興さんは元小学校長で、市ふるさと案内人協会の前会長を務められ、文化財めぐりなどの運営に取り組んでおり、あわせて市観光協会の主要事業の歴史文化案内人としても手腕を発揮しており、地域史に尽力されている方でございます。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第17号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第17号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第21 議案第17号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定されました。

(議案第18号)

佐藤委員長

続きまして、日程第22 議案第18号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第18号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

こちらの委任につきましても、任期満了に伴うものでございます。新たに任期を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間で委嘱するものでございます。

今回は、1番、齊藤薫さん、2番、高橋克さん、3番、本橋敬之助さんにつきましても、再任での委嘱でございます。

4番、早川博史さんが新規の委嘱となります。早川博史さんは、資料館に隣接している国指定重要文化財、泉福寺薬師堂と吉田地区の萬福寺の住職を務めており、文化財等に関する見識が深く、地域における人望も厚い方でございます。

なお、学校教育関係者につきましても、平成27年度末教職員人事を踏まえて委嘱することとなりますので、次回以降の定例会で報告させていただきます。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

佐藤委員長

議案第18号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱につ



いてを採決します。

お諮りいたします。

議案第18号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第22 議案第18号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第19号)

佐藤委員長

続きますして、日程第23 議案第19号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長

議案第19号 印西市スポーツ推進委員の委嘱について。

印西市スポーツ推進委員を印西市スポーツ推進委員規則第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成28年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

この委嘱につきましましては、この3月31日をもちまして印西市スポーツ推進委員の任期が満了となりますことから、一斉改選するものでございます。新たな任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

1番の上ノ坊真様から2枚目、29番の西谷内昇様まで委嘱させていただくものでございます。本日は定数30名のうち再任27名、新規2名。新規の方は、5番の須藤勇人様、2枚目、22番の坂田駿一郎様で、計29名の委嘱をお願いいたします。残り1名につきましましては、早期に委員選任を行いたいと考えております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

佐藤委員長  
各 委 員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第19号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第19号 印西市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第23 議案第19号 印西市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(会議の非公開)

佐藤委員長

日程第24 議案第20号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項、及び印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

それでは、これより会議を非公開といたします。

[非公開により省略]

佐藤委員長

以上で会議の非公開を終了いたします。

(その他)

佐藤委員長

日程第25 その他について、何かございますでしょうか。

学務課長。

学務課長

それでは、入学式の日程ということで、皆様に資料をお配りさせていただきました。この資料に記載の学校で卒業式と同様に告辞をお願いできればというふうに思っております。告辞につきましては、後ほどお配りをさせていただきます。

なお、出席の学校で何か不都合等ございましたら、学務課までご連絡をいただければと思っております。

なお、人事異動により出席者が変わる学校もありますので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの点につきまして質疑はございませんか。

各 委 員

なし

佐藤委員長

それでは、ほかに、その他ございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

それでは、指導課からは2点ご説明させていただきます。いずれも資料はございませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、市制施行20周年記念印西市中学生海外派遣研修事業につきまして、2月15日号の広報いんざいに募集記事を掲載するとともに、市のホームページにアップしました。1カ月の募集期間を設けまして、応募状況につきましては、73名の応募がありました。うち中学1年生が46名、2年生が27名となっております。男女比は、男子が29名、女子が44名です。また、市内在住の私立中学に在籍している生徒も5名の応募がありました。

今後、3月26日土曜日に、本埜公民館におきまして作文と面接による選考を行います。意欲や協調性、目的意識等を総合的に判定し、ある程度的人数まで絞り込み、4月16日土曜日に、本埜公民館にて公開抽選を

実施する予定でございます。派遣する20名を決定した後、現地等で受け入れのホームステイ先が決まります。5月、6月、8月に事前説明会を実施する予定でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ただいまの点につきまして質疑はございませんか。

なし

ほかに、その他ございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

続きまして、印西市いじめ防止対策組織等設置条例の制定につきまして、ご説明いたします。

国は、いじめにつきまして、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難であることから、平時からいじめ防止対策を行う組織である附属機関設置が望ましいとしております。昨年10月の段階で市町村教育委員会の附属機関設置済みは約40%でございました。現在、秘書課と協議を進めており、教育委員会の附属機関として印西市いじめ防止対策拡大委員会を置く方向で、この次の定例教育委員会議のほうに提案させていただきたいと思ひまして、事前にお知らせいたしました。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ただいまの点につきまして、質疑はございませんか。

なし

ほかに、その他ございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは3点申し上げていきます。

1点につきましては、木下交流の杜歴史資料センターの開所式に関してでございます。

こちらにつきましては、交流の広場開園とあわせて式典を行いたいと思っております。4月27日水曜日、10時から行う予定になっております。

こちらの案内状は委員の手元のほうにはまだいっていませんね。では、後ほどお渡しさせていただきたいと思ひます。よろしく願いをいたします。

2点目です。28年度の無形民俗文化財の公開事業ということで、まずもって本年度、委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

28年度につきましては、私どもから提案とお願いということで、出席の形を変更させていただきたいと思っております。これまでは伝承者がかなりいらっしゃいましたので、委員長が全ての公開事業に出席し、残りの委員が各順番でという形でありましたけれども、今年度は1件もなく、次年度についてもそんなには多くはないだろうということから、平成28年度からは、委員において2名ずつ順番に割り振りをさせていただいて、たまたま伝承者があった場合については、その出席委員から手渡し

ていただくという形をとらせていただきたいと思います。なるべく委員に公開事業に出ていただく形で割り振りさせていただくと、これまで年2回だったものが1回増えまして、各委員3回出席となりますので、この点をご了解いただければと思っております。

4月17日、5月3日の獅子舞に関しては、4月の定例会で詳細の内容についてご報告させていただきますので、ご了承ください。まずは日程だけお願いしたいということでございます。

それから、もう一点、現在市の青少年相談員については、県の委嘱、市の委嘱ということで86名委嘱させていただいていますが、こちらにつきましてもこの3月をもって任期満了となることから、第19期の青少年相談員の委嘱という形になります。各地区から上がってきている一覧を参考までに置かせていただいております。任期については、3年となりますので、28年4月1日から31年3月31日までという形です。

変わった点については、牧の原小学校区が増えた関係で、今回は1名増員の87名を委嘱となります。継続しての委嘱が50名、新規が33名、今回から年齢が引き上げられたことによりまして、再任で4名の方に委嘱という形になっております。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ただいまの点につきまして、質疑はございませんか。

なし

それでは、ほかに、その他何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の定例教育委員会のご案内でございます。

今回は4月13日、水曜日になりますが15時からを予定しております。4月13日水曜日の15時からを予定しておりますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

佐藤委員長  
(閉議の宣告)  
佐藤委員長

これで、日程第25 その他を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)  
佐藤委員長

これで、平成28年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでございました。

(17時08分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月22日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 寺 田 充 良